

印西市議会基本条例（案）
市民意見公募手続（パブリックコメント）の結果

案 件	印西市議会基本条例（案）		
募 集 期 間	令和7年7月14日（月）～令和7年7月28日（月）		
意 見 の 提 出	4件（4名）		
意見の取扱い	修正	案を修正するもの	0件
	既記載	既に案に盛り込んでいるもの	0件
	参考	案には反映できないが今後の参考とするもの	1件
	その他	案には反映できないが意見として伺ったもの	3件

■ 市民意見公募手続（パブリックコメント）における意見及び意見に対する対応

意見番号	意見	意見に対する対応
1	今回 印西市にも「議会基本条例」が制定されるということで嬉しく思います。 ・ 良いと思う点 1. 市長側に反問権を付与すること・・・言いっ放しになるのではなく 議論が活性化すると思います。 2. 議員定数に関して 市民の意見を聞くとしたこと。 ・ 物足りないと思う点 1. 請願や陳情に対し、今までは「議員配布」として事実上無視したり、直接市民の声を聞くという仕組みがなかった。それが今回の案では 改善されるのかどうか分からない。 2. 議決機関として責任感が感じられない。 議会の一番大切な役割は 予算や条例を決定することです。この決定権を行使している事に対して、市民への説明責任を果たすべきです。一般質問などを通して様々な市民の声を行政の施策に反映させるのも大切です。しかし「決める事」は将来を含めた全市民に関わってくることです。個々ないし会派として市民と直接対話されている議員もいらっしゃいますが、「機関」として市民と向き合い、「決定したことに対して説明責任を果たす」べきであり、そういう意志が現在の案では感じられません。支持者の為の議員の集まりから 市民全体に向き合う議会への発展を期待します。	<u>意見の取扱い：【 その他 】</u> ご意見として賜ります。 なお、議長に提出された請願につきましては、地方自治法第 109 条第 2 項及び印西市議会会議規則（以下「会議規則」という。）第 139 条から第 144 条に基づき、委員会に付託され審査された後、本会議において審議され、「採択」または「不採択」と、議会の意思を決定しております。 また、陳情につきましては、会議規則第 145 条において「議長は、陳情書又はこれに類するもので、<u>議長が必要があると認めるものは、請願書の例により処理するものとする。</u>」とされており、議長は、「印西市議会運営に関する申し合わせ集」に基づき、議長に提出された請願及び陳情の取り扱いについて、議会運営委員会に諮問し、答申を得て、取り扱いを決定しているところです。
2	印西市議会基本条例（案）について、市民が市政へ参加するために、陳情や請願、パブリックコメントなどをよりよく扱っていただけるようにという理由で、以下のことを意見いたします。 第 3 章 市民と議会の関係（市民参加）	<u>意見の取扱い：【 参考 】</u> 今後の参考としてご意見を賜ります。 なお、この条文は「市民参加の環境づくりを行うこと」を主としているため、ご提案いただきました文言の追加は、条文の本来の趣旨から外れることから、今後の参考とさせていただくものです。

意見番号	意見	意見に対する対応
	第9条 議会は、市民の市政への参画を推進するために、市民が議会の活動に参加しやすい環境づくりに努め、<u>その意見を尊重し適切に扱うものとする。</u> としていただきたく、お願い申し上げます。	
3	市民からの陳述について 市議会の議会運営委員会の取り扱いは、従来どおりの「議員配付」の一言で決まっています。 また委員長はそれに対して発言した委員に、議員配付の理由を問い直していません。 提案した市民には、返信文に「議員配付」の扱いの通知文で、その理由の説明書がありません。 本議会基本条例（案）第9条、10条の趣旨に基づき、広報及び広聴の改善を求め、提案した市民の陳述には、その理由を付した返信をお願いします。	<u>意見の取扱い：【 その他 】</u> 「陳述」を「陳情」と理解し、ご意見として賜ります。
4	印西地区環境整備事業組合温水センターの温水プールを利用しております。 吉田地区へ移転してからは、温浴施設はできるけれども温水プールは新設されないと聞いております。 温水プールの利用者は増加していると聞いております。 それなのに新設されないということで、非常に残念に思います。 印西市営の温水プール建設ということで、お考えいただけないのでしょうか。	<u>意見の取扱い：【 その他 】</u> 印西市議会基本条例のご意見ではありませんが、市長部局へ情報提供させていただきます。